

年金受給権者 受取機関変更届

(兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届)

届書コード	区分	チェック
8 4 1 1	年金	<input type="checkbox"/>
8 4 0 6	給付金	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日 提出

①個人番号(または基礎年金番号) <small>基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。</small>	<small>受給しているすべての年金の変更を希望する場合は下欄に✓してください。</small> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">✓</div>	<small>変更する年金を指定する場合は以下に年金コードをご記入ください。</small>	②生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
---	---	--	---

受給権者氏名 <small>(フリガナ)</small>	電話番号 - -
--	--------------------

住所	④郵便番号	⑥(フリガナ)
----	-------	---------

変更後の受取機関	<input checked="" type="checkbox"/> 下欄に記載する変更後の受取機関が「公金受取口座」として登録済の場合は左欄に✓してください。 ※公金受取口座については裏面をご覧ください。					
	口座名義(カタカナでご記入ください)			金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 <small>貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 ※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。</small>		
	⑦1	金融機関	(フリガナ)	支店名	本店	支店
	⑦2	ゆうちょ銀行	⑪貯金通帳の口座番号		⑧金融機関コード	⑩預金種別
		金融機関名	銀行	農協	信連	
		記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	支店コード	⑪預金通帳の口座番号(左詰め)	
		-		/	1.普通 2.当座	
◎ インターネット專業銀行は年金の受け取りができない銀行もありますので、予めご了承ください。						
◎ 変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。						
※ 通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載された面)を添付される場合または公金受取口座を指定する場合、金融機関の証明は必要ありません。						

ご 注 意

- ◎ 複数の年金受給権をお持ちの方は、この届書により複数の年金の受取機関を変更することができますので、変更する年金の年金コードをご記入ください。なお、受給しているすべての年金の変更を希望する場合はチェックボックスに✓をご記入ください。(平成27年10月1日以前に受給権が生じた年金を日本年金機構から受けている方は、別途日本年金機構等に受取期間の変更の届け出を行ってください。)
- ◎ 年金生活者支援給付金を受給している方が、現在受給している基礎年金の受取機関を変更した場合、年金生活者支援給付金の受取機関は基礎年金と同じ受取機関に変更されます。
- ◎ 受取機関の変更にはお時間がかかります(1カ月程度)。このため、変更後の受取機関への入金を確認できるまでの間は、念のため旧口座は解約しないようお願いします。
- ◎ 個人番号を記入した場合は、次の(1)または(2)を添付してください。なお、郵送で提出される場合は下記書類のコピーを添付してください。
 - (1)マイナンバーカード
 - (2)以下の2種類の書類(㊦と㊧1種類ずつ)
 - ㊦個人番号が確認できる書類:個人番号が記載された住民票または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ㊧身元確認ができる書類:運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等※身元確認ができる書類については、上記㊧以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
 - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

ご提出にあたって

①手続きの時期について

警察共済組合の年金の受取金融機関の変更手続は、**次の年金の支払日の前々月末まで**に行ってください。

また、変更後の新しい受取機関への支払いを確認するまでは、旧口座はそのままにしておいてください。

②年金コード欄について

受給権発生年月日が平成27年10月1日以降の年金については、警察共済組合へのお届けで、他の公的年金の受取金融機関の変更手続をできるようになりました。

変更を希望される場合は、「年金コード」欄に受取金融機関を変更したい年金の種類に係る年金コード（裏面参照）を記入してください。警察共済組合の年金の受取金融機関も変更したい方は、その年金に係る年金コードも記入してください。

○受給している全ての年金を変更したい場合

警察共済組合の年金を含めた、受給中の全ての年金について受取金融機関を変更したい場合は、「年金コード」欄にある「受給しているすべての年金の変更を希望する場合は記入欄に、を記入してください。

その場合、年金コードの記入は不要です。

○年金コードの記入がなかった場合

「年金コード」欄が空欄の場合は、警察共済組合の年金のみを変更いたします。

受給権発生年月日が平成27年9月30日以前の年金については、ご自身でその年金の各裁定機関（共済組合及び最寄りの年金事務所等）で手続きをしてください。

※お持ちの年金の受給権発生年月日については、年金証書にてご確認ください。

<送付先>

〒102-8588
東京都千代田区三番町6-8
警察共済組合本部事務局
年金部年金企画課

<お問い合わせ先>

年金相談センター
電話：03-5213-7570
受付時間：9:00～17:30
(土日及び祝日を除く)

○年金コード

	年金の種類		年金コード	
地方公務員共済組合（警察共済等）が支給する年金	共済年金 厚生年金	退職共済年金	1170	
		老齢厚生年金	1130	
		障害共済年金	1370	
		障害厚生年金	1330	
		遺族共済年金	1470	
		遺族厚生年金	1430	
		退職年金	0160	
		通算退職年金	0260	
		障害年金	0360	
		遺族年金	0460	
		通算遺族年金	0960	
日本年金機構が支給する年金	国民年金	老齢基礎年金	1150	※年金コードの下一桁は「0」以外の場合がございます。「国民年金・厚生年金保険年金証書」によりご確認ください。 ※受給されている年金の種類が左欄に記載のない場合は「国民年金・厚生年金保険年金証書」によりご確認ください。
		障害基礎年金	1350・5350	
		遺族基礎年金	1450	
		老齢年金	0120・0220	
		障害年金	0620	
	厚生年金	老齢厚生年金	1150	
		障害厚生年金	1350	
		遺族厚生年金	1450	
		老齢年金	0130	
		障害年金	0330	
		遺族年金	0430	
国家公務員共済組合が支給する年金（平成27年10月1日以降）	厚生年金	老齢厚生年金	1120	※平成27年10月1日前の退職共済年金等及び旧共済法による退職年金等のコードは、「地方公務員共済組合が支給する年金」欄の年金コードを参照してください。
		障害厚生年金	1320	
		遺族厚生年金	1420	
日本私立学校振興・共済事業団が支給する年金（平成27年10月1日以降）	厚生年金	老齢厚生年金	1140	
		障害厚生年金	1340	
		遺族厚生年金	1440	